

# 宮内公文書館について

石原 秀樹  
(図書課長)

はじめに

平成二二(二〇一〇)年四月、宮内庁書陵部図書課に宮内公文書館が設置された。同館の設置は、その前年に、国の公文書の管理に関する基本的事項を定めること等を目的とする、公文書等の管理に関する法律(平成二一年七月一日法律第六六号。以下「公文書管理法」という。)が制定されたことを踏まえて、宮内庁における、歴史的に重要な公文書の保存と利用に関する管理体制を構築することを目的としたものであった。

以下に、宮内公文書館の設置経緯や利用方法等とともに、同館が所蔵する資料の概要を紹介する。

## 一 宮内公文書館の設置経緯

### (一) 長期保存を要する公文書の集中管理の伝統

明治四一(一九〇八)年、書陵部の前身である宮内省図書寮が「公文書類ノ編纂及保管ニ関スル事項」を所掌することとなり、<sup>①</sup>宮内省の各部局が整理した公文書類はすべて図書寮に引き渡すべきことが定められた。<sup>②</sup>以来、宮内省・宮内府・宮内庁の各部局の公文書は、長期保存を要しないものを除き、一定期間経過後は図書寮・書陵部に引き継ぐ体制が一貫してとられてきた。<sup>③</sup>

### (二) 公文書と図書(古典籍)との一体的管理の時代

右記のようにして書陵部に引き継がれた公文書は、勅撰集、物語、漢籍、宸筆、御日記等の皇室ゆかりの図書(いわゆる古典籍)とともに図書課の書庫に収納され、恒久的な保存を主眼に管理されてきた。このため、平成二二年度末以前は、図書、公文書ともに、閲覧、複写等の方法によって利用できるのは、宮内庁職員を除けば、慣例上、公的機関に所属する者や研究者等の

みに限られていた。<sup>④</sup>しかも、図書については、『和漢図書分類目録<sup>⑤</sup>』等の目録が公開されていたものの、公文書については、公開された目録もない状態であった。

平成十一年、宮内庁を含む国の行政機関が保有する文書のうち、現用の公文書（行政文書）について国民に開示請求権を付与する、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年五月一四日法律第四二号。以下「情報公開法」という。）が制定された。同法は、保存期間が満了して公文書館等に移管された公文書については、行政文書の定義の範囲の外に置くことによつて、開示請求権の対象から除外していた。<sup>⑥</sup>これは、国の行政機関に属する公文書館、博物館、美術館等が保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料（以下「歴史的資料」という。）については、「貴重資料の保存、学術研究への寄与等の観点から、それぞれ定められた開示範囲、手続等の基準に従つた利用にゆだねることが適当である」との判断から、「部外利用を前提とした上で……内容、所在を明らかにする目録を作成、公開する」として部外者の閲覧等利用に関する手続を作成、公開する」といった明確な基準によつて、開示請求権制度の対象である行政文書から除外するという考へ方に立脚したものであった。<sup>⑦</sup>

宮内庁書陵部も、この情報公開法の考へ方に沿つて、図書課が管理する図書と公文書の取扱いを整えることとし、平成十三年三月には、一般からの利用の申し出の手続や、原本の破損・汚損のおそれがある場合や公にする慣行のない個人情報等が記録されている場合等例外的に利用を制限する事由を定めた、書陵部所蔵資料一般利用規則を制定した。<sup>⑧</sup>この一般利用規則は、先に触れた『和漢図書分類目録』等の既存の図書の目録及び新たに整備した公文

書の目録である「歴史的資料ファイル」とともに、書陵部庁舎内にある閲覧室に備え付けるなどして、一般の閲覧に供することにした。<sup>⑨</sup>

これらの諸整備を進めた宮内庁書陵部は、情報公開法の施行日である平成十三年四月一日に、<sup>⑩</sup>総務大臣から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年二月一六日政令第四一号。以下「情報公開法施行令」という。）の規定に基づいて、保有する歴史的資料について適切な管理を行う機関として指定を受けた。<sup>⑪</sup>

以後、書陵部は、図書課が管理する図書及び公文書合わせて四〇万点を超える資料について、所属・資格等を問うことなく一般の利用に供し始めた。

しかし、この段階では、国民には、書陵部が所蔵する資料については、それが図書であれ公文書であれ、その利用について情報公開法等の法律に基づく請求権が付与されたわけではない。国民は、利用を希望する旨申し出るこゝによつて宮内庁から行政サービスの提供を受け、閲覧や写しの取得の便宜を享受できるに過ぎなかった。このため、国民の側からすれば、書陵部が、所蔵する文書一つ一つを図書に分類するか公文書に分類するかということに法的な意義はなく、図書と公文書の二つの範疇の区分に厳密性を求めることには特段の実益もなかった。

### （三）公文書管理法により求められることとなつた図書と公文書との峻別

平成二十二年七月一日、公文書管理法が公布された。同法は、その目的として「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、……歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もつて行政が適正かつ効率的に

運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の…諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること<sup>13</sup>を謳い、「国立公文書館等<sup>14</sup>」が保有する歴史資料として重要な公文書（以下「特定歴史公文書等<sup>15</sup>」という。）について、国民に利用請求権を付与することを支柱の一つとする文書管理法を確立すること<sup>16</sup>を内容とするものであった<sup>17</sup>。

ここにおいて、書陵部が所蔵する資料についても、従来の漠然とした図書と公文書との区分ではなく、公文書管理法の目的に照らして、特定歴史公文書等として管理することが適当なものと、それ以外のものとは厳格に仕切りを分ける必要が生じた。なぜなら、特定歴史公文書等として管理されるものについては、宮内庁長官は、国民から利用請求があれば、公文書管理法が定める利用制限事由に該当しない限り利用させなければならない法的義務を負うことになるのに対し、特定歴史公文書等以外の資料については、そのような法的義務が生ぜず、国民との間には、従来どおりの、行政サービスとしての利用提供・享受の関係しか成立しないためである。

特定歴史公文書等の利用請求を受けた宮内庁側の利用させる・させないという対応には、いわゆる処分性が認められ、利用請求者は、宮内庁の対応に不服がある場合、宮内庁長官に対し、異議申立てを行ったり、利用制限の取消し等を求めて裁判所に訴訟を提起したりすることができる<sup>18</sup>。これに対し、特定歴史公文書等以外の資料の利用を求める者には、そのような法的救済手段がないのであるから、利用者である国民にとって、利用したい文書が、特定歴史公文書等なのか、それとも、その他の資料なのかという区分の法的意義は大きい。

このため、書陵部では、公文書管理法の施行に備えて、図書課が管理する

従来の図書及び公文書について、その一点一点が、同法の目的に照らして特定歴史公文書等として管理されるべきものかどうかを確認する作業を行った。

#### (四) 宮内公文書館及び図書寮文庫の設置

さらに、この際注意を要したのは、公文書管理法には、経過規定として、同法施行の際現に「国立公文書館等」が保存する「歴史公文書等」は、国民の利用請求権の対象となる特定歴史公文書等とみなす旨を定めた附則第二条が置かれていることであった。この規定にいう「歴史公文書等」とは、同法第二条第六項に「歴史資料として重要な公文書その他の文書」と定義されているだけであるため、「公文書」という言葉で一般にイメージされる、役所で作成された文書以外のものでも、様々な資料がこれに該当することになる。

このため、仮に書陵部がそのまま公文書管理法にいう「国立公文書館等」に該当することとなった場合、同法施行時において図書課が管理する図書も公文書も、個々の文書がその性格上「特定歴史公文書等」として管理すべきものかどうかということに關係なく、すべて特定歴史公文書等とみなされてしまうことになる。例えば、室町時代に書写された勅撰和歌集の写本が、公文書管理法上「特定歴史公文書等」になってしまい、国民がそれを閲覧しようとして宮内庁長官に対して同法上の利用請求権を行使した場合には、宮内庁長官は利用決定という行政処分を行って、請求者に閲覧を許可するという、古典籍の閲覧に不相応な手続を行う必要が生じることになる。

そこで、宮内庁は、書陵部図書課に、特定歴史公文書等を管理する施設と、その他の資料（古典籍に代表されるもの。）を管理する施設の二つの施設を設置し、前者には、公文書管理法にいう「国立公文書館等」に該当するにふ

さわしい機能を備えさせ、後者には、その他の資料について、同法第二条第四項第三号にいう「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理」を行う機能を備えさせることとした。前者は「宮内公文書館」として、後者は「図書寮文庫」として、共に平成二二年四月一日に設置された<sup>23</sup>。

そして、公文書管理法が施行された平成二三年四月一日、宮内公文書館は、宮内庁長官から、公文書等の管理に関する法律施行令（平成二二年一二月二二日政令第二五〇号。以下「公文書管理法施行令」という。）の規定に基づいて、特定歴史公文書等の管理を行う施設として指定を受けることによつて、<sup>25</sup>同法にいう国立公文書館等となった。<sup>27</sup>

これと並行して、同日、図書寮文庫は、内閣総理大臣から、同施行令の規定に基づいて、<sup>28</sup>保有する歴史的資料について適切な管理を行う施設として指定を受けた。<sup>30</sup>

ちなみに、公文書管理法施行時点において、国の行政機関が保有していた歴史資料として重要な公文書の移管先となる国立公文書館等としては、独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館<sup>31</sup>及び宮内公文書館のほか、外務省大臣官房総務課に置かれた外交史料館がある。<sup>32</sup>

この間に進められていた先述の特定歴史公文書等として管理されるべき文書（すなわち、宮内公文書館が管理すべき文書）とその他の資料（すなわち図書寮文庫が管理すべき資料）の確認分別作業の結果、従来図書に分類されていた文書のうち、臨時帝室編修局が『明治天皇紀』編修という事業の用に供する目的で関係者から原本を借り受け書写するなどして作成した、明治政府要人の意見書、書簡、側近奉仕者の日記、出版物等の写し等を始めとする

二万二千点弱の文書を、宮内公文書館が管理すべき文書に加えることとした。これとは逆に、従来公文書に分類されていた文書で図書寮文庫の管理に移したものはなかった。

公文書管理法施行の時点において宮内公文書館が管理する特定歴史公文書等の数は約八万点、図書寮文庫が管理する資料は約三九万点となった。

## 二 宮内公文書館が管理する特定歴史公文書等の利用方法

宮内公文書館が所蔵する特定歴史公文書等の利用方法については、宮内公文書館利用等規則（平成二三年四月一日宮内庁訓令第四号<sup>33</sup>）及び宮内公文書館利用細則（平成二三年四月一日宮内庁長官決定<sup>34</sup>）が詳細な定めを置いている。

一般の利用のための手続は、（一）公文書管理法によつて付与された利用請求権を行使する手続と、（二）行政サービスとしての簡便な方法による利用手続との二つに大別される。

### （一）利用請求権を行使する手続

利用請求権を行使する利用の方法には、閲覧、写しの交付を受ける方法等がある。<sup>35</sup>

公文書管理法は、国立公文書館等に対し、特定歴史公文書等の目録の作成と公表を義務づけており、<sup>36</sup>宮内公文書館も、「宮内公文書館特定歴史公文書等目録」を書陵部庁舎内に設置された閲覧室に備え付けるとともに、宮内庁

ホームページに掲載して公表している<sup>37)</sup>。利用希望者は、目録の記載に従って利用を希望する特定歴史公文書等を特定した宮内庁長官あての利用請求書を、郵送又は閲覧室において直接提出することにより、利用請求を行う<sup>38)</sup>。

宮内庁長官は、国立公文書館等の長として、利用請求された特定歴史公文書等について、公にする慣行のない個人情報情報が記録されていたり、原本を利用に供することにより当該原本の破損・汚損を生じるおそれがある場合等を除き、利用を許可する決定を行う<sup>40)</sup>。

一 (三) で触れたとおり、この宮内庁長官の決定は、いわゆる行政処分<sup>39)</sup>に該当し、この決定に不服がある場合は、宮内庁長官に対して、行政不服審査法(昭和三十七年九月一五法律第一六〇号)による異議申立てをすることができる<sup>41)</sup>ほか、行政事件訴訟法(昭和三十七年五月一六日法律第一三九号)が定める手続に従って、決定の取消し等を求める訴訟を提起することもできる。異議申立てを受けた場合、宮内庁長官は、一定の場合を除き、内閣府に設置された公文書管理委員会に諮問を行わなければならない<sup>42)</sup>。

利用請求者は、宮内庁長官の利用決定があつた特定歴史公文書等を利用するに当たっては、単に閲覧のみを行うのであれば手数料を負担する必要はない<sup>43)</sup>が、写しの交付を受ける場合には、所定の手数料を納めなければならない<sup>44)</sup>。宮内公文書館は、閲覧の一形態として、利用者が、持参したカメラで閲覧中の特定歴史公文書等を自ら撮影することも認めている<sup>45)</sup>。

## (二) 行政サービスとしての簡便な方法による利用手続

公文書管理法は、国立公文書館等に対し、特定歴史公文書等について、積極的に一般の利用に供するよう努力義務を課している<sup>47)</sup>。宮内公文書館は、

「宮内公文書館特定歴史公文書等目録」に「利用不可」又は「要審査」と記してあるもの以外の特定歴史公文書等については、利用請求の手続によることなくより簡便な方法で利用することを認めている<sup>48)</sup>。

閲覧については、閲覧室の受付に簡易閲覧申込書を提出することにより、原則として当日中に閲覧することができる<sup>49)</sup>。

写しの取得についても、持参したカメラにより自ら閲覧中の文書の撮影を行う方法<sup>50)</sup>のほか、書陵部庁舎内に設置された有料マイクロリーダープリンター<sup>51)</sup>や有料電子複写機(原本保護の観点から、原本を複写することは認めておらず、原本の複製物の複写のためのみ利用可)を利用して、閲覧中の文書の写しを作成したり、写真複製等の、より高品位の写しを希望する場合には、特別複写申込書を提出することにより、館の指示に従って、専門の業者<sup>52)</sup>に對価を支払って複写物を作成させたりすることもできる。

## 三 公文書管理法施行後の利用状況

公文書管理法施行初年度である平成二三(二〇一一)年度一年間にあつた利用請求件数は、二四六四件であり、同期間内に二〇七五件の利用決定を行い、そのうち一九二〇件の利用が終了した。

同じ期間内にあつた行政サービスとしての簡便な利用手続による利用件数は、六七三件であつた。

従来、書陵部庁舎には、一般来訪者のための閲覧室が一つしかなく、それを図書寮文庫と宮内公文書館とが共用していたが、平成二三年四月の公文書

管理法施行を機に、庁舎内に宮内公文書館専用の閲覧室（六席）を新たに開設した。

平成二三年度一年間に、閲覧等の目的で宮内公文書館の閲覧室を利用した人の数は、延べ三六六名であった。

平成二三年秋、研究者等の招待者を対象とした書陵部特別展「皇室と御修学」（会期は一〇月一三日から一〇月一九日までの七日間）に、宮内公文書館から「角筆記」<sup>53</sup>、「禁中御講釈始会図」<sup>54</sup>、「儀式祭典録」<sup>55</sup>、「皇室令録」<sup>56</sup>、「君徳培養之事」<sup>57</sup>、「参考史料雑纂」<sup>58</sup>、「帝室例規類纂」<sup>59</sup>、「侍講日記」<sup>60</sup>、「小笠原子爵家文書」<sup>61</sup>、「行啓録」<sup>62</sup>及び「皇太子殿下欧米御巡遊録」<sup>63</sup>を出陳した。同展には、約一六〇〇人の入場者があった。

ちなみに、公文書管理法施行前のことではあるが、平成二二年秋、皇居内の三の丸尚蔵館の展示施設を使って、特別展「皇室の文庫 書陵部の名品」（会期は九月一八日から一〇月一七日までの三〇日間）が開催された。宮内公文書館は同展に、「土地建物録」<sup>64</sup>、「帝国議会議録」<sup>65</sup>、「幸啓録」<sup>67</sup>、「儀式録」<sup>68</sup>、「帝室例規類纂」<sup>69</sup>及び「御即位図」<sup>70</sup>を出陳した。同展には、七万五千人超の入場者があった。

#### 四 宮内公文書館が所蔵する特定歴史公文書等の概要

宮内公文書館が所蔵する特定歴史公文書等は、明治から平成に至る皇室の御活動に奉仕してきた宮内省、宮内府、宮内庁等の皇室関係機関に保存されてきた一大文書群である。このため、明治以降、皇室が我が国において果た

されてきた様々な役割りに着目して関係する文書を分類してみることが、文書群の全容を概観する一助になると考えられる。<sup>72</sup>

##### (一) 皇室の制度に関する文書

大日本帝国憲法（明治三二年二月一日公布）時代、我が国には、国務に關する大日本帝国憲法の法体系とは別に、宮務に關し、旧皇室典範（同日制定）の法体系が並行して存在していた。<sup>73</sup>

明治四〇年以降は、旧皇室典範に基づく諸規則・規程のうち発表を要するものは、皇室令という法形式で公布されるようになり、<sup>74</sup>皇室令の制定改廃の上奏は、「皇室一切ノ事務ニ付キ補弼ノ責」<sup>75</sup>に任ぜられていた宮内大臣の所掌するところであった。<sup>76</sup>

明治四〇年から昭和二二年までに制定された皇室令の正本を収めた「皇室令録」<sup>77</sup>（写真①）は、皇位継承等に関する規定を持つ「大日本帝国憲法」<sup>78</sup>（写真②）、「皇室自ら其ノ家法ヲ条定スル者」<sup>79</sup>とされた「皇室典範」<sup>80</sup>（写真③）と共に、旧憲法時代における皇室制度の根幹を成していた文書である。

右皇室典範の正本、皇室令の正本等は、宮内省官制により、書陵部の前身である宮内省図書寮が「尚蔵」することになっていたのである。<sup>81</sup>

##### (二) 天皇の憲法上の御行為等に関する文書

大日本帝国憲法下、天皇は、法律の裁可、帝国議会の招集、栄典の授与等、統治権の総攬者として様々な行為を行われた。また、日本国憲法の下でも、天皇は、憲法に定められた国事に関する行為や、その行為に伴う儀式等を行われる。

宮内公文書館には、天皇が新年朝賀の儀や新年祝賀の儀を行われるのに伴って式部職が作成した「儀式録」(写真④)や「新年祝賀の儀」、勲章の親授式に伴って式部職が作成した「授与式録」、天皇が外国の大使・公使を接待されるのに伴って式部職が作成した「謁見録」や「捧呈式録」等がある。

### (三) 皇室が国民との関わりにおいて行われる御活動に関する文書

明治維新以来、皇室は、様々な御活動を通じて、国民と多面的な接点を持たれることになった。皇室に奉仕する宮内省・宮内府・宮内庁の各部署でまとめられた文書には、そうした御活動の記録の意義を持つものが多い。

#### ① 行幸啓に関する文書

行幸啓は、天皇皇后が各地の事情を实地に把握され、お励しや御慰問等のためその地の人々と直接向き合われて、喜びや悲しみを分かち合われる機会であり、奉迎する土地の人々にとっては、天皇皇后のお姿を間近に拝するなどして皇室と国民との結び付きを実感する機会である。

式部寮によって作成された「北陸東海御巡幸録」、宮内大臣官房総務課等によって作成された「幸啓録」等は、明治天皇の全国御巡幸、昭和天皇の戦後の全国御巡幸、国会開会式等の国の重要な行事への御臨席を始めとする、天皇や皇后の都内・地方への行幸・行啓の記録の意義を持つ。

#### ② 各界の功績者等をお労いになる御活動に関する文書

皇室はしばしば、国の立法・司法・行政の各機関の責任者、地方自治体の責任者、各界の功績者等を宮中に招かれて、その功績・労苦をお労いに

なり、お励ましになる。

宮殿において催された午餐・お茶会等の行事については、宮内大臣官房総務課等が作成した「宣召録」があり、御苑において催される行事については、式部職が作成した「観桜会録」、「観菊会録」、「園遊会録」等がある。

#### ③ 一般参賀に関する文書

戦後に始まった新年一般参賀及び天皇誕生日一般参賀は、皇室の方々が、人々の祝賀に直接お応えになる機会であり、皇室と国民との結び付きが直接表現される行事の例である。宮内庁長官官房総務課によって、「新年一般参賀録」及び「天皇誕生日一般参賀録」が作成されている。

#### ④ 賜与に関する文書

皇室には、災害に際してのお見舞、社会事業団体の事業御奨励、芸術、文化、スポーツの御奨励等のため、各種の団体や個人に対して賜与をなされる伝統がある。

宮内大臣官房総務課が作成した「恩賜録」等は、その記録である。

#### (四) 皇室が外国との御交際において行われる御活動に関する文書

皇室は、外国王室や大統領等の外国政府要人と様々な形の御交際を持たれ、国際親善にお努めになっている。

式部職が作成した「外国差遣録」、「皇太子殿下欧米御巡遊録」等は、皇室の方々が外国を御訪問になった際に作成された記録である。

同じく式部職が作成した、「外賓参内録」、「外賓接待録」や先に挙げた

「謁見録」等は、外国の国家元首、王族、政府要人等が来日した際の皇室による宮殿での御会見、御引見、宮中晚餐のお催し等の御接遇の記録である。

皇室は、我が国に駐劄する外国の大使等をお招きになり、園遊会、鴨場接待等の行事をお催しになる。先に挙げた「園遊会録」、「外賓接待録」や、同じく式部職が作成した「外交雑録」等には、そのような外交団の御接待についての記録も収録されている。

天皇は、各国元首との間で、国祭日に当たって御祝電を交換され、相互の国での慶事等に際しても、御祝電等の御親電を交換されるなどして、祝意等を交わされる。そうした御交際は、式部職が作成した「外交慶弔録」に記録されている。

#### (五) 皇室に伝わる文化に関する文書

皇室には、毎年一月に行われる講書始の儀や歌会始の儀式、雅楽、美術品類、古典籍等、我が国と皇室の長い歴史の中で培われてきた文化を体现するものが数多く伝わっている。

先に挙げた「儀式録」等には、講書始の儀や歌会始の儀等の儀式が記録されている。歌会始（歌御会始）では、明治の早い時期から広く国民各層からの詠進が認められるようになり、さらに先の大戦後からは預選者の参列が認められるようになり、歌を通じて皇室と国民の心を結びつける機会にもなっている。

皇室によって庇護された雅楽については、式部職等が作成した「雅楽録」等の記録があり、正倉院宝物については、奈良帝室博物館等が作成した「正倉院御物目録」等がある。

図書寮等が作成した「図書録」等には、江戸時代以前から皇室に伝わってきた古典籍の保存状況に加え、明治以降、皇室の下に新たに古典籍が集積されていく経過が記録されている。

#### (六) 皇室経済に関する文書

旧皇室典範の時代、皇室は、財産として御料を保持され、皇室の経済は、国庫から毎年定額の支出を受けられるほかは、御料から生じる収入に基づいて運営され、その会計も、国の会計とは独立して経理されていた。

皇室財産令（明治四三年二月二十四日皇室令第三三号）の規定に基づき図書寮で尚蔵されていた「世伝御料土地台帳」は、天皇から「後嗣二伝へ皇統ノ遺物」とするものとして分割譲与が禁じられていた世伝御料の基本的情報を登録したものである。

宮内大臣官房調査課等が作成した「経済会議録」には、帝室経済会議の諮詢を経たのち天皇の御裁可を得た、皇室経費の予算や重要な財産権の得喪が記録されており、「会計予算決算録」には、帝室会計審査局の審査を経て天皇に上奏された皇室経費の決算が記録されている。

日本国憲法の施行により、皇室財産はすべて国に帰属し、また、皇室の費用は、国の予算に計上されることとなった。皇室のための費用は、内閣から国会に提出される毎会計年度の予算・決算の中に組み込まれ、国有財産の一種類である皇室用財産の基本的情報は、国有財産台帳に登録されることとなった。

宮内公文書館には、現用性を失って宮内庁長官官房主計課から移管された「皇室費一般会計歳出予算各目明細書」及び「皇室費歳出決算報告書・総理

府所管歳出決算報告書（宮内庁<sup>⑭</sup>）や、同じく現用性を失って宮内庁管理部門から移管された「国有財産台帳（一般会計所属 皇室用財産<sup>⑮</sup>）」等が保存されている。

#### （七） 皇室関係施設に関する文書

宮殿、離宮、御用邸等の皇室関係施設については、宮内省内匠寮が作成した「工事録<sup>⑯</sup>」等に、その造営等に関する事項が記録されている。

#### （八） 陵墓に関する文書

陵墓は、皇室と国民の追慕尊崇の対象であり、各陵墓では、現に皇室によって祭祀が行われている<sup>⑰</sup>。陵墓は、参拝者が、我が国の長い歴史の中の皇統の連綿としたつながりを感じ得るよすがでもある。

諸陵寮等が作成した「陵墓地録<sup>⑱</sup>」には、陵墓地の管理状況が記録されている。

#### おわりに

公文書管理法の立案作業に先立って公文書管理担当大臣の下で開催された「公文書管理の在り方等に関する有識者会議<sup>⑲</sup>」の最終報告は、「公文書を十全に管理・保存し、後世に伝えることは、過去・現在・未来をつなぐ国の重要な責務である。これにより、後世における歴史検証や学術研究等に役立てるとともに、国民のアイデンティティ意識を高め、独自の文化を育むことにも

なる。この意味で、公文書は「知恵の宝庫」であり、国民の知的資源でもある<sup>⑳</sup>。」とする。

宮内公文書館が管理する特定歴史公文書等とは、近現代の歴史を常に国民と苦楽を共にしながら歩まれてきた皇室に奉仕する機関である宮内省・宮内府・宮内庁等に残された歴史的に重要な公文書であり、いわば、その全体が、明治以降の皇室の御活動の記録そのものといえる。宮内公文書館には、この皇室の御活動の記録を、「知恵の宝庫」として公文書管理法の定めに従って適切に保存して遠い将来の世代にまで受け渡し、この先いつの時代にあってもそれらが広く国民一般の利用に供されるよう、守り、活用していく責務がある。

宮内公文書館のような資料保存施設に共通する理想は、情報技術の進展に合わせて、所蔵資料に負担をかけずに、しかも、国民が、各自が置かれた環境に制約されず、また、利用請求権行使等の手続に煩わされたり、閲覧室に來訪することもなく、いつでも、どこにおいても、所蔵資料を閲覧し、活用できるようにすることにある<sup>㉑</sup>。

宮内公文書館長以下の館員も、この理想への到達を目標に、公文書管理法が「国立公文書館等」に期待する、歴史的に重要な公文書の永続的保存と活用のための、知識・技能の習得・向上を心がけ、「知恵の宝庫」である公文書の価値のより広い国民層への浸透を目指した普及活動のため、研鑽・努力を重ねている。

#### 註

（1） 宮内省官制（明治四〇年十一月一日皇室令第三号）第三八条第七号（以下、

法令・規則類の条項番号は、当該法令・規則類の制定当初のものを示す。同官制は、明治四一年一月一日に施行された（同官制附則第六二条第一項）。

(2) 明治四一年五月二九日付け宮内大臣伯爵田中光顕から各部署局長官あて宮内大臣官房文書課甲第二〇〇号は、「自今公文書類ハ整理ノ上図書寮ニ引渡スヘシ 但各部署ニ於テ現ニ保管中ニ係ルモノハ此際総テ同寮ニ引継ヲ為スヘシ」旨示達していた（『例規録 明治四〇―四一年』（識別番号六九一）所収）（『識別番号』とは、「宮内公文書館特定歴史公文書等目録」（註37参照）において各文書に付された識別番号をいう。以下同じ）。

公文書類編纂保管規程（明治四四年二月二七日訓令第三三三号）第四条は、「各部署ハ完結ノ公文書類ヲ整理シ保存ヲ要セサルモノヲ除クノ外会計ニ関スル書類ニ在リテハ翌十二月三十一日マテ其ノ他ノ書類ニ在リテハ翌年六月三日マテニ之ヲ図書寮ニ送付スヘシ」と定めていた（『訓令録二 明治四四年』（識別番号一七八／二）所収）。

この時期以前から宮内省図書寮が行っていた公文書の編纂事業に関しては、堀口修『宮内省の公文書類と図書に関する基礎的研究』（創泉堂出版、平成二三年）のうち特に第二章、及び相曾貴志『『帝室例規類纂』の編纂』（『書陵部紀要』第六二号（平成二二年度）三七頁）を参照りたい。

明治四一年に、宮内省の公文書類原本の管理体制が、各部署での分散管理から、図書寮による集中管理へと切り替わった経緯については、橋本不美男「宮内省公文書類の編纂保管史」（『びぶろす』第一巻第八号（昭和二五年）九頁）に簡潔な紹介があり、また、堀口・前掲書のうち特に第一章に詳しい。

(3) 宮内庁文書保存規程（昭和五一年一月一日宮内庁訓令第一号）は、一〇年以上の保存を要する文書は、各部署において三年間保管した後は、書陵部に引き継ぐよう定めていた（第五条及び第六条）。

このような宮内省時代からの公文書保存の実績を踏まえて、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成一一年五月一四日法律第四二二号）の施行時期に合わせて行われた閣議決定「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存

のために必要な措置について」（平成一三年三月三〇日）及び同閣議決定の実施のためになされた各府省庁官房長等申合せ（『歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について』（平成一三年三月三〇日閣議決定）の実施について」（同日））においても、行政機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等は原則として独立行政法人国立公文書館に移管することとされながら、例外的に、宮内庁の公文書等は宮内庁書陵部に移管することとされていた（他に、外務省の公文書等も、外務省外交史料館に移管することとされていた）。

以上の経緯を踏まえ、平成二一年に内閣から国会に提出された「公文書等の管理に関する法律案」（第一七一国会衆議院内閣委員会議録第一一七頁）も、参議院内閣委員会における同法律案の審議において政府参考人が、「この法案におきまして、第二条第三項におきまして国立公文書館等というのがあります。この等と申しますのは国立公文書館類似施設を想定しておりまして、宮内庁書陵部あるいは外務省の外交史料館も、政令で認められればこの類似施設となるわけでございます。」と説明したとおり（山崎日出男政府参考人（内閣府大臣官房審議官）の答弁（平成二二年六月二三日。第一七一回国会参議院内閣委員会議録第九号六頁））、宮内庁が保有する歴史資料として重要な公文書その他の文書は宮内庁の施設に移管されることを念頭に置いた立案がなされた（第二条第三項第二号）。

なお、中野目徹・熊本史雄編『近代日本公文書管理制度史料集 中央行政機関編』（岩田書院、平成二二年）三六七頁以下には、右記「宮内庁文書保存規程」を始めとして、宮内省及び宮内庁の文書管理に関する規則類（ただし、昭和時代までのもの）が収録されており、参照に便利である。

(4) 宮内庁文書保存規程（前掲）第一条は、書陵部長は、職員以外の者から書陵部が保存する保存文書の閲覧又は複写について願ひ出があつたときは、支障がないと認めるものについて許可できる旨定めていた。

(5) 宮内庁書陵部『和漢図書分類目録 上』（昭和二七年）、『同 下』（昭和二

八年)ほか。

(6) 情報公開法第二条第二項第二号。

(7) 衆議院内閣委員会(平成一〇年一〇月一三日)における瀧上信光政府委員(総務庁行政管理局長)の答弁(第一四三回国会衆議院内閣委員会議録第五号一二頁)。

(8) 平成一三年三月二日書陵部長決裁。

(9) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成一二年二月一六日政令第四一號)第三条第一項には、歴史的資料の適切な管理の要件として、「当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。」(第二号)、「当該資料の利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。」(第四号)等が定められている。

公文書の目録としては、本文で触れた閲覧室備付けの紙媒体の「歴史的資料ファイル」のほか、平成一八年三月に、宮内庁ホームページに、検索機能を備えた電子媒体の目録「書陵部歴史的資料ファイル検索システム」を掲載した。

(10) 情報公開法附則第一項。行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行期日を定める政令(平成一二年二月一六日政令第四〇号)。

(11) 情報公開法第二条第二項第二号。情報公開法施行令第二条第一項第三号及び第二項。

(12) 平成一三年三月三〇日総務省告示第二〇二号。指定の施行日は、平成一三年四月一日。

(13) 公文書管理法第一条。

(14) 同法第二条第三項。

(15) 同条第七項。

(16) 同法第一六条。

(17) 浅井直人ほか『改訂 逐条解説 公文書管理法・施行令』(ぎょうせい、平成二三年)三―四頁。

(18) 衆議院内閣委員会(平成二一年五月二二日)及び参議院内閣委員会(平成二二年六月一六日)における小淵優子国務大臣の公文書管理法の提案理由及び概要説明(第一七一回国会衆議院内閣委員会議録第一一七頁、第一七一回国会参議院内閣委員会議録第八二頁)。

(19) 公文書管理法案が付託された衆議院内閣委員会は、平成二一年六月一〇日に同法案を可決した際、「宮内庁書陵部及び外務省外交史料館においても、公文書等について国立公文書館と共通のルールで適切な保存、利活用が行われるよう本法の趣旨を徹底すること。」との一文を盛り込んだ附帯決議を付している(「公文書等の管理に関する法律案に対する附帯決議」一五、第一七一回国会衆議院内閣委員会議録第一四号一〇頁)。

また、同じく同法案が付託された参議院内閣委員会も、平成二一年六月二三日に同法案を可決した際、右と同文を盛り込んだ附帯決議を付している(「公文書等の管理に関する法律案に対する附帯決議」一一、第一七一回国会参議院内閣委員会議録第九号三三頁)。

(20) 公文書管理法第二条。

(21) 行政事件訴訟法(昭和三七七年五月一六日法律第一三九号)第八条等。

(22) 「非現用、いわゆる国立公文書館に移管された歴史公文書の利用につきましては、本法案におきまして、移管された文書につきまして、国民からの利用請求を請求権というふうに法的に位置づけました。この法的に位置づけるといふことは、もし不開示に不服がある場合には不服申し立てができるということでございます。これによりまして、標準処理期間の設定等の行政手続法の関係規定が適用されまともに、特定歴史公文書等の利用制限に対しまして、利用者が行政不服審査法に基づく不服申し立て、あるいは行政事件訴訟法に基づく取り消し訴訟を行うことができるようになることが明確になりました。利用に関する手続的保障が格段に整備されるということになります。」(衆議院内閣委員会(平成二二年五月二七日)における山崎日出男政府参考人(内閣府大臣官房審議官)の答弁(第一七一回国会衆議院内閣委員会議録第一二五頁))。

- (23) 宮内公文書館設置規程(平成二二年四月一日宮内庁訓令第四号)。図書寮文庫設置規程(平成二二年四月一日宮内庁訓令第五号)。
- (24) 公文書管理法附則第一条。公文書等の管理に関する法律の施行期日を定める政令(平成二二年二月二二日政令第二四九号)。
- (25) 公文書管理法施行令第二条第一項第一号及び第二項。
- (26) 平成二三年三月三十一日宮内庁告示第三号。指定の施行日は、平成二三年四月一日。
- (27) 公文書管理法第二条第三項第二号。
- (28) 公文書管理法施行令第三条。
- (29) 公文書管理法第二条第四項第三号。
- (30) 平成二三年三月三〇日内閣府告示第一四号。指定の施行日は、平成二三年四月一日。
- (31) 公文書管理法第二条第三項第一号。
- (32) 公文書管理法施行令第二条第一項第二号及び第二項。平成二三年三月二二日外務省告示第八四号。指定の施行日は、平成二三年四月一日。
- (33) <http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shinsei/pdf/kobunshokan-riyousaisoku.pdf>(平成二四年三月二二日現在)。
- (34) <http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shinsei/pdf/kobunshokan-riyousaisoku.pdf>(平成二四年三月二二日現在)。
- (35) 公文書管理法第十九条。公文書管理法施行令第二四条。宮内公文書館利用等規則第七條第一項及び第二項、第一八條並びに第一九條。
- (36) 公文書管理法第一五條第四項。公文書管理法施行令第一九條。
- (37) <http://shoryobu.kunaicho.go.jp/info/lib/meta/pub/G000002kunaicho>(平成二四年三月三十一日現在)。
- (38) 公文書管理法第一六條第一項。宮内公文書館利用等規則第一〇條。
- (39) 公文書管理法第一五條第一項。
- (40) 同法第一六條第一項。
- (41) 公文書管理法第二一條第一項。
- (42) 公文書管理法第二八條第一項。
- (43) 同法第二一條第二項。
- (44) 「国立公文書館等は、特定歴史公文書等を保存し、一般の利用に供することが本来の役割であり、保存や閲覧のための施設や体制が整っているため、特定歴史公文書等を閲覧させることについて新たな費用が発生するものではない。従って、利用者に費用負担を課す必要がないため、閲覧に関しては手数料を徴収しないこととしている。」(浅井ほか・前掲書88―89頁)。
- (45) 同法第二〇條。公文書管理法施行令第二五條。宮内公文書館利用等規則第一九條第三項及び別表並びに第二〇條。
- (46) 同規則第一八條第二項。宮内公文書館利用細則第七條。
- (47) 公文書管理法第二三條。
- (48) 宮内公文書館利用等規則第二二條第一項。宮内公文書館利用細則第一一條。
- (49) 同規則第一二條。
- (50) 同規則第七條。
- (51) 同規則第一三條及び第一四條。
- (52) 同規則第一五條及び第一六條。
- (53) 「角筆記 大正一〇年写」(識別番号三四三二二)。
- (54) 「禁中御講釈始会図 明治二年」(識別番号七二〇〇一)。
- (55) 「儀式祭典録 明治二三年」(識別番号一六〇)。「同 明治三八年」(識別番号一七二)。
- (56) 「皇室令録二 大正一五年」(識別番号一三〇六〇/二)。
- (57) 「君徳培養之事書翰日記等抄出 大正七年写」(識別番号三四三二二)。
- (58) 「参考史料雑纂九三 大正五―一二年写」(識別番号三五二五五)。
- (59) 「帝室例規類纂七 明治二年」(識別番号二三三三三/七)。
- (60) 「侍講日記 明治一〇年」(識別番号二四五〇六)。
- (61) 「小笠原子爵家文書 昭和三年写」(識別番号三四四三八)。

- (62) 「行啓録二二 明治四〇年」(識別番号三〇三四五/平一九待六一〇)。
- (63) 「皇太子殿下欧米御巡遊録二 大正一〇年」(識別番号九〇四五/一)。  
簿冊名とは異なり、皇太子裕仁親王は、この時実際には米国を御訪問にはならなかった。
- (64) 宮内庁書陵部編修課・宮内庁書陵部図書課宮内公文書館編集『特別展示会目録 皇室と御修学』(宮内庁書陵部、平成二三年)に、出陳された公文書の写真と解説が掲載されている。
- (65) 「土地建物録 明治四三年」(識別番号四〇三四)。
- (66) 「帝国議会録一 明治二三年」(識別番号一七七四/一)。
- (67) 「幸啓録二 明治八年」(識別番号六/二)。「同三 明治一四年」(識別番号二一/三)。
- (68) 「儀式録二 明治五年」(識別番号一六一二/二)。
- (69) 「帝室例規類纂稿本四 明治二年/典札門」(識別番号二三三八二/四)。
- (70) 「帝室例規類纂五 明治元年」(識別番号二三三四二/五) 所収。
- (71) 宮内庁書陵部・宮内庁三の丸尚蔵館編集『特別展 皇室の文庫 書陵部の名品』(三の丸尚蔵館特別展図録)(財団法人菊葉文化協会、平成二二年)四五頁以下に、出陳された公文書の写真と解説が掲載されている。
- (72) 石塚一雄「内大臣・宮中顧問官・内大臣府・宮内省文書」(『日本古文書学講座 第九卷 近代編I』(雄山閣出版、昭和五四年) 六九頁) 八三頁以下に、宮内省の公文書のうち代表的なものの簡潔な紹介がある。
- (73) 「旧皇室典範、これにつきましては旧憲法下におきまして法律とは異なる法体系に属していたとさせていただきます。いわば独立した宮務法という範疇、体系に属していたものでございます。また、今お尋ねの登極令等の皇室令も旧皇室典範の法体系に属していただきます。」(参議院内閣委員会(平成二年五月二四日)における工藤敦夫政府委員(内閣法制局長官)の答弁(第一一八回国会参議院内閣委員会会議録第三号二頁))。
- (74) 公式令(明治四〇年二月一日勅令第六号) 第五条。
- (75) 宮内省官制(明治四〇年一月一日皇室令第三号) 第一条。宮内省官制(大正一〇年一月七日皇室令第七号) 第一条。
- (76) 宮内省官制(明治四〇年皇室令第三号) 第三条。宮内省官制(大正一〇年皇室令第七号) 第三条。
- (77) 「皇室令録一 明治四〇年」(識別番号一三〇四〇/一) 等。
- (78) 「憲法関係書・皇室典範並同増補一 明治二二年」(識別番号二六三二八/一)。
- (79) 伊藤博文『帝国憲法皇室典範義解』(国家学会蔵版) 第一六版(丸善、昭和二〇年) 一三三頁。
- (80) 「憲法関係書・皇室典範並同増補三 明治二二年」(識別番号二六三二八/三)。
- (81) 宮内省官制(明治四〇年皇室令第三号) 第三八条第二号及び第三号。宮内省官制(大正一〇年皇室令第七号) 第一七条第二号。
- (82) 「儀式録一 昭和五年」(識別番号七三五七/一) 等。
- (83) 「新年祝賀の儀 昭和四〇年」(識別番号三〇五八九/平二二式一〇五) 等。
- (84) 「授与式録 明治一八年」(識別番号一八九二) 等。
- (85) 「謁見録 明治二六年」(識別番号一七三九) 等。
- (86) 「捧呈式録一 昭和四七年」(識別番号三〇六四四/平二二式一六〇) 等。
- (87) 「北陸東海御巡幸録一 明治一一年」(識別番号二〇四九/一) 等。
- (88) 「幸啓録一 明治四二年」(識別番号四〇/一) 等。
- (89) 「宣召録 大正四年」(識別番号二五九) 等。
- (90) 「観桜会録一 明治二七年」(識別番号一八一/一) 等。
- (91) 「観菊会録一 明治二三年」(識別番号一八五〇/一) 等。
- (92) 「園遊会録一 昭和二八年」(識別番号三〇五一五/平二二式三二) 等。
- (93) 「新年一般参賀録 昭和五〇年度」(識別番号四四三四一) 等。
- (94) 「天皇誕生日一般参賀録 昭和五〇年度」(識別番号四四三四四) 等。
- (95) 「恩賜録一 明治四二年」(識別番号二二〇/一) 等。

- (96) 「外国差遣録一 大正五年」(識別番号八一七四)等。
- (97) 「皇太子殿下欧米御巡遊録一 大正一〇年」(識別番号九〇四五/一)等。
- (98) 「外賓参内録 明治二三年」(識別番号一九四二)等。
- (99) 「外賓接待録 明治四一年」(識別番号七六八一)等。
- (100) 「外交雜録一 昭和一〇年」(識別番号乙二三四/一)等。
- (101) 「外交慶弔録一 昭和一〇年」(識別番号八二三五/一)等。
- (102) 羽毛田信吾「序文」(財団法人菊葉文化協會編『平成の宮中歌会始 天皇陛下御即位二十年記念出版』(日本放送出版協會、平成二二年)四一五頁)。
- (103) 「雅樂録 明治二〇年」(識別番号一一三六三)等。
- (104) 「正倉院御物目録 大正一三年」(識別番号七〇九三七)等。
- (105) 「図書録 明治一九年」(識別番号乙二七〇)等。
- (106) 皇室財産令(明治四三年二月二十四日皇室令第三三三號)第一条。
- (107) 大日本帝国憲法第六六條。皇室典範(明治二二年制定)第四七條。
- (108) 「御料ヨリ生ズル収入ノ外皇室ノ經費ニ充ツルガ為ニ国庫ヨリ毎年定額ノ皇室經費ヲ支出ス。」(美濃部達吉『憲法撮要』改訂第五版(有斐閣、昭和八年)二六七頁)。
- 「従来皇室經濟に關しまする事柄は帝国憲法、皇室典範、皇室財産令等に色々散らばつて規定されて居りまして、其の現実の運営も、国の方から申しますると、単に年々定額の皇室經費を支出するだけでありまして、皇室の全体の經濟自身は、国の經濟とは全く別のものでありまして、詰り政府と皇室との關係は、四百五十万円と云ふ供出金の關係に依つて連絡はされて居りますけれども、皇室經濟としては全く独立のものとして來て來た訳であります」(帝國議會貴族院皇室經濟法案特別委員會(昭和二一年二月二日)における金森徳次郎國務大臣の答弁(第九一回帝國議會貴族院皇室經濟法案特別委員會議事速記録第一号一頁))。
- (109) 「皇室ノ會計ハ専ラ皇室ノ自治ニ依リ、政府、議會又ハ會計検査院ノ関与スル所ニ非ズ。」(美濃部・前掲書二六七頁)。
- (110) 皇室財産令第七條。
- (111) 「世伝御料土地台帳宮城御所離宮正倉院宝庫 大正九年」(識別番号二六六八二)等。
- (112) 伊藤・前掲書一七二頁。
- (113) 皇室典範(前掲)第四五條。
- (114) 皇室財産令第五條。
- (115) 「經濟會議録一 大正六年」(識別番号二一七六四/一)等。
- (116) 皇室會計令(明治四五年七月一〇日皇室令第二二號)第三九條及び第四〇條。皇室財産令第九條及び第八一條。
- (117) 「會計予算決算録 昭和一〇年」(識別番号二〇六八五)等。
- (118) 皇室會計令第四五條、第四六條及び第四七條。
- (119) 日本国憲法(昭和二二年一月三日公布)第八八條。
- (120) 同條。
- (121) 財政法(昭和二二年三月三十一日法律第三四號)第二一條、第二七條、第三九條、第四〇條等。
- (122) 皇室經濟法(昭和二二年一月一六日法律第四號)第一條第一項。国有財産法(昭和二三年六月三〇日法律第七三號)第三條第二項第三号。
- (123) 国有財産法(大正一〇年四月八日法律第四三號)第二五條。国有財産法施行令(大正一一年一月二八日勅令第一五號)第三〇條、第三一號等。国有財産法(昭和二三年法律第七三號)第三二條。国有財産法施行令(昭和二三年八月二〇日政令第二四六號)第二〇條等。
- (124) 「昭和五五年度皇室費一般會計歳出予算各目明細書」(識別番号四四〇一六)等。
- (125) 「昭和五四年度皇室費歳出決算報告書・昭和五四年度總理府所管歳出決算報告書(宮内庁)」(識別番号四四〇一一)。
- (126) 「国有財産台帳(一般會計所屬 皇室用財産(皇居一)) 昭和二一―三四年」(識別番号三二三〇六/平二二管二八〇)等。

(127) 「工事録一 明治一九年」(識別番号三九七二/一)等。

(128) 「陵墓は、国有財産法上、皇室用財産として、皇室の用に供せられるものとして宮内庁が管理をしております。また、陵墓は、現に皇室において祭祀が継続して行われている、また、皇室と国民の追慕尊崇の対象となっている、そういうものがございますので、そういった点から、陵墓の静安と尊厳の保持、これが最も重要なことであるというふうに考えております。」(衆議院内閣委員会(平成二十一年六月二十四日)における本田清隆政府参考人(宮内庁書陵部長)の答弁(第一七一回国会衆議院内閣委員会議録第一五号一八頁))。

(129) 「陵墓地録一 明治三十五年」(識別番号二四三二/一)等。

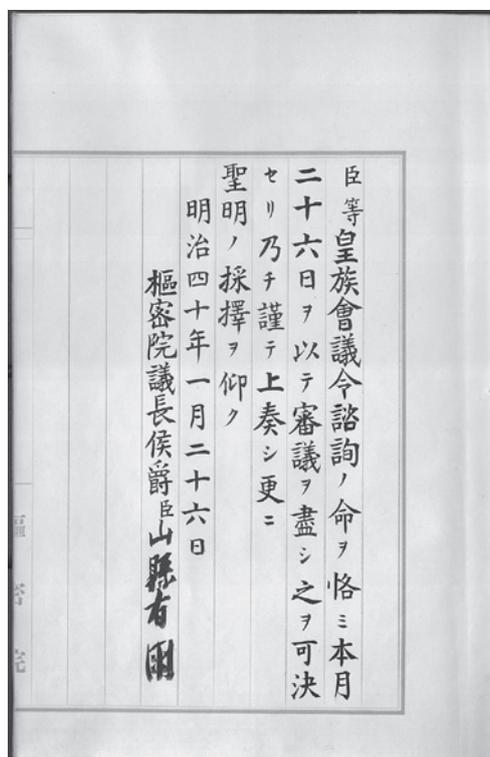
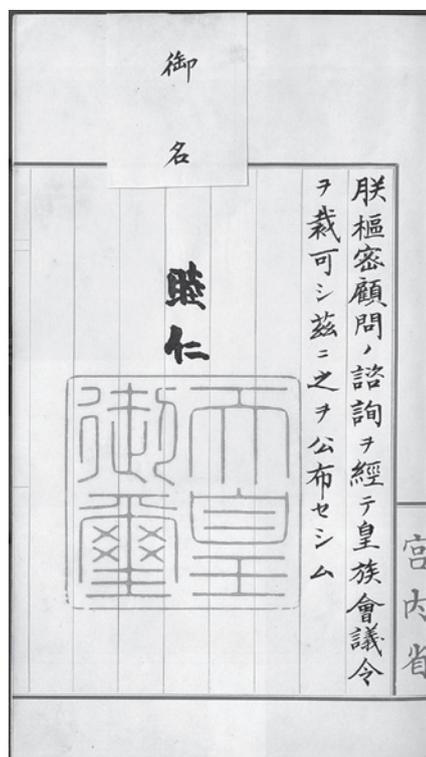
(130) 平成二〇年二月二十九日付け内閣官房長官決裁「公文書管理の在り方等に関する有識者会議の開催について」により開催。http://www.cas.go.jp/seisaku/koubun/konkyo.pdf(平成二四年三月三十一日現在)。

(131) 公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」(今、国家事業として取り組む)(平成二〇年一月四日) http://www.cas.go.jp/seisaku/koubun/hokoku.pdf(平成二四年三月三十一日現在)。

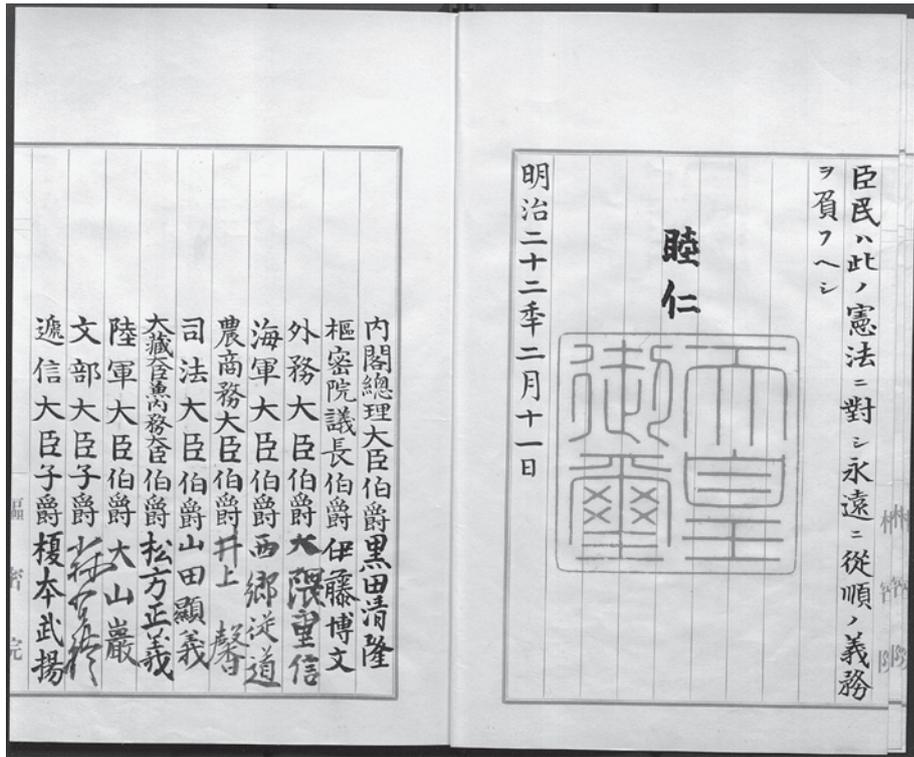
(132) 同最終報告一頁。

(133) 宮内公文書館利用等規則も、「館は、特定歴史公文書等のデジタル画像の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するものとする。」との目標を掲げている(第二二条第二項)。

写真① 皇室令録一 明治四〇年(識別番号一三〇四〇/一)



写真② 大日本帝国憲法（憲法関係書・皇室典範並同補遺一 明治二二年  
（識別番号二六三二八／一）



写真③ 皇室典範（憲法関係書・皇室典範並增補三 明治二二年（識別番号  
二六三二八／三）

